

城東中学校 校則の見直しについての取組

■ 校則の見直しについての基本的な対応

- 校則については、伝統などと同じように城東中学校に引き継がれてきたものだと考えている。一方で、校則についての考え方方が時代とともに変化をし、時代にそぐわなくなっているものもある。
- 本校の生徒会活動は、3本柱の一つとして伝統になっている。生徒会の自主・自立の精神を大切にし、時代にそぐわなくなっている校則を自分たちの手で見直し、変更していくという活動を大切にしていきたい。
- 本校の生活委員会は、「SNS使用5箇条」を定めるなどの活動をしている。また、制服の「犬山モデル（城中スタイル）」を決めるときにも、ボタンやネクタイ、シャツの形や色等を生活委員会や生徒議会を通じて決定した。
- 令和2年度より校則の見直し（制服含）については、以下のように対応している。
 - 校則について見直してほしいものがあれば目安箱に投書。その意見を生活委員会で検討。
 - クラスで校則の見直し等の意見があれば、生活委員が委員会に意見を持ち寄り検討。見直す必要があれば、生徒議会、職員会議の順で検討。
 - 生徒の自主自立を大切にして校則の見直しに対応していきたいと考えている。

■ 校則の見直し

- 令和元年度
 - 男子の頭髪について
 - ・ 平成30年度までは「ツーブロック禁止」というような指導をしてきたが、令和元年度以降は極端な髪型でない限り、頭髪についての指導はしていない。
 - ・ 高等学校の生徒指導担当者と話をすると、中学校よりもツーブロック等の髪型については厳しく指導しているという話を聞いたので、中学校卒業後に生徒が困らないような指導または軌道修正はしている。
- 令和2年度
 - カッターシャツでの登校を可

令和元年度まで登下校については制服であったため、男子のカッターシャツでの登校は認めてこなかった。カッターで登校する生徒が一部いること、保護者からのカッターシャツでの登校を認めてほしいとの要望等を踏まえ変更した。
 - 熱中症対策のため6月から9月まで自転車通学者の拡大

熱中症対策のため徒步通学者にも自転車通学のルールを守ることを条件に自転車通学を認めた。
 - 热中症対策のため6月から9月まで体操服での登下校を可

熱中症対策のため体操区での登下校を可とした。
 - 犬山モデルについて

生活委員会・生徒会を通じて「犬山モデル（城中スタイル）」を生徒自身の手で決めた。

 - ・ ネクタイは男女共通
 - ・ カッターシャツ・ポロシャツは、白のみ。ボタンダウンは不可。
 - 寒さへの対応等はコロナウイルス感染防止の観点から柔軟に対応
 - ・ 体調不良等でジャージを着用する場合は教科担当教員に申し出て着用するようになっていたが、エアコンが設置された関係もあり、各自の体調に合わせて自主的に判断させている。
 - ・ 室内でも防寒着を着用したり、膝掛けをしようしたりして常時換気による室温の低下にも対応できるようにした。
 - ・ 登下校中の防寒着等の着用

雨が強い場合は制服登校ではなく、体操服の上にカッパを着ることを許可し、極力制服が濡れないよう配慮している。
 - ・ 冬季は、上下ウインドブレーカーを着用しての登校を可能とした。
- 令和3年度
 - 生徒にも、校則の見直しについて提示し、生活委員を中心に話し合いをしている。
 - 話題に上がっているのは、靴下の色や靴、頭髪のことが中心。靴下の色や靴については変更した際の問題点などを生徒主体で現在話し合っている最中。それ以外について、生徒からの目安箱への投書や生活委員への連絡はない。

13 生徒指導計画

R3/4 生徒指導主事

○ 基本的な生徒指導関係



○ 生徒指導のねらい



めざす生徒像（学校教育目標）

- ※ 自ら求め深く考える生徒
- ※ ねばり強くやりぬく生徒
- ※ 心豊かで健康な生徒
- ・自分で計画をたて、勇気と希望をもって取り組む。
- ・最後までやり遂げる強い精神力をたくわえている。
- ・規律ある生活ができ、感謝と思いやりの心を備えている。

○ 具体的な方策《積極的な生徒指導》

1 目標達成の喜びをもたせる

- ・具体的な生活目標の設定
 - ・生徒の活躍の場の設定
 - ・個に応じた役割と責任
 - ・努力の過程を重視した評価
- 2 共感的人間関係を育て、集団の高まりを図る
- ・生徒を一人の人として認め、共感的に理解し合える人間関係を築く。
 - ・学校が生徒にとっての心の居場所となるようにする。
 - ・生徒ひとりひとりの理解と支援
 - ・いろいろな場をとらえて生徒とのコミュニケーションを図る。

特に若手・転入の先生はすぐに相談してください。

3 教師相互の共通理解と指導の徹底（自己実現部会・いじめ不登校対策委員会）

- ・情報交換を適宜行い、素早い対応を。
- ・報告、連絡、相談をこまめに。 1人で悩まない！

4 家庭、地域との連携（学年懇談会・生徒指導推進協議会）

- ・家庭・学校・地域で生徒を育てる。
- ・家庭・地域との連絡を密にし、関係づくりに努める。

○ 各学年の生徒指導重点目標

1年生 中学生としての校内外における集団生活に必要な基本的生活習慣を身につけ、生徒相互のよりよい人間関係を築く。
例) 時間を守る。身だしなみを整える。相手のことを考えた言動をする。協力して当番活動に取り組むなど。

2年生 自ら考え、判断できる力を身につけ、生徒相互のよりよい人間関係を深める。

例) 当番活動以外の行事や生徒会活動などに進んで取り組み、周囲に対して進んで手助けができる。

3年生 自主的、自律的な生活習慣を身につけ、社会の一員として自覚を持って生きる態度を養う。

例) 校外においても礼儀正しく、その場にあった言動をする。ボランティアや行事に、積極的に取り組み、地域や社会の一員としての自覚をもつ。

○ 基本的な生徒指導構造

学期	月	活動内容	いじめ・不登校	主な行事など
前期	4月	○基本方針提案	○第1回い・不	入学式・始業式 新入生歓迎会 PTA 総会
	5月	○第1回教育相談		体力テスト 部活動懇談会 自然教室
	6月	○登校指導（テスト週間中） ○情報モラル学習会		保護者会 修学旅行
	7月	○夏休み生活指導(夏休み前)		
	8月	○校外指導（適宜）		
	9月	○第2回教育相談 ・登校指導（テスト週間中）	○第2回い・不	生徒総会 体育大会
	10月			終業式
後期	10月			始業式 職場体験
	11月	○生徒手帳検討開始 ・登校指導(テスト週間中)	○第3回い・不	文化のつどい
	12月	○冬休みの生活指導(冬休み前) ○校外指導（地区委員と行う）		保護者会
	1月	○入学説明会準備 ○第3回教育相談		3年保護者会
	2月	○生徒手帳注文		入学説明会 橋渡しの会
	3月	○春休みの生活指導 ○校外指導（適宜自己実現部会で）		卒業式 1・2年修了式

○ 自己実現部会（隔週時間割内で）の目指す指導方針

＜自己実現指導部＋教務主任＋校務主任＋養護教諭＞で構成する。問題行動に対する対策等を検討する部会にとどまらず、そうならないための事前の対策を考えたり、生徒たちがいろいろな意味で自己実現できるような部会としていきたい。また、自己実現部会での話し合いの内容を学年に確実に伝える。（各学年自己実現ファイルを回覧。）

○ 不登校生徒への対応と多目的室の活用

- ・基本的には教室で生活するように指導していくが、個に応じて段階を踏んでいく。

　　〈例〉家庭→（犬山市適応教室「ゆうゆう」）→多目的室→教室

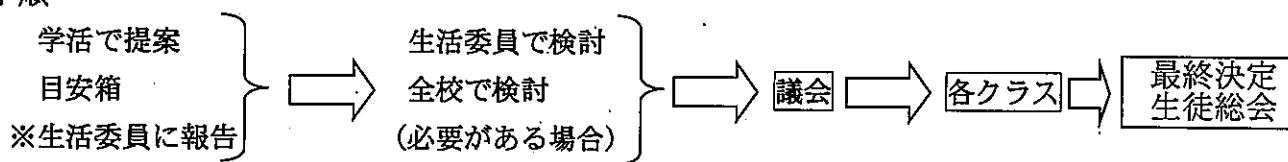
- ・多目的は主に特別支援教育支援員を中心に運営し、特別支援教育コーディネーターと相談しながら調整を行う。必要に応じてスクールカウンセラーのアドバイスを受けながら指導を行う。（特別時間割を組む）
- ・多目的室では、生徒が自分で学習の計画を立て、毎時間、担当職員がサポートにあたる。
- ・多目的教室在籍生徒については担任を含め、学年の職員が関わるようにし、教科の指導、学級や学年にかかわる指導等、計画的に行う。

○ 令和3年度重点目標

- ① 命を大切にする心を育む。好ましい人間関係力の醸成。家庭や地域との連携。
 - 生命を尊重する心や自立心を育む道徳教育の推進。
 - 普段から生徒をよく観察し、生徒の心の変化に敏感になる
よう心がける。（命を大切にする。いじめを許さない）
 - ② 授業や生徒会活動、部活動などを通して生徒間のよりよい人間関係づくり・集団づくりを進める。
 - 学級・学年の活動や道徳を中心に、豊かで潤いのある学校を目指す。
(よりよい人間関係・集団づくり)
 - ③ TPOを考えた守るべきルール、マナーを徹底する。
 - まじめにこつこつとがんばっている生徒が気持ちよく生活でき、
正義が生きる集団を目指す。
(基本的なルール・マナーの徹底)
 - ④ • 積極的に情報交換・共通理解を図り、学年・学校全体で連携をすすめる。
 - 発達障害や情報モラルについての研修の機会を教職員が持ち、共通理解のもと指導にあたる。
 - 一人一人の変化を見逃さない。情報交換・共通理解を密にして、
学校全体で生徒の育成に関わる。
(教職員の情報交換・共通理解)
 - ⑤ 全生徒が、活躍できる場をつくり、自信や存在感をもたせ、自主性・創造性を育てる。
 - 生徒会活動や学年での活動、学習・総合・道徳・部活動において、
生徒の意見や考えを生かしながら、体験の場や活躍の場を作る。
(生徒が体験する場・活躍する場づくり)
- ※本校は不登校傾向の生徒が多いため、学活担当・生徒会担当・人権担当など、全校単位で取り組めるような活動を増やしていきたい。

校則の見直しについて

○手順



職員室への生徒の入室について

生徒の入室を以下の2点に制限。

① 先生に用事があるとき

後方の入り口から「失礼します」と言って入室。職員室後方の赤いラインで止まる。
そこで、「〇年〇組の〇〇です。〇〇先生お願いします。」と言って大きな声で先生を呼ぶ。

② 鍵を借りたいとき

職員室前方の入り口から「失礼します。〇年〇組の〇〇です。〇〇の鍵を借りにきました。」
と大きな声で言って入室。

※ テスト週間中は、②のみ可能。①については、入り口で「失礼します。〇年〇組の〇〇です。
〇〇先生お願いします。」と言って先生を呼ぶ。

城中生の身なりと持ち物

●身なり

【頭髪等】

- ・髪の毛が長いときは、切るかしばるかピンでとめる。おしゃれ目的のピンは不可。
- ・横髪は耳の後ろで、なおかつ耳より下の位置で束ねること。
- ・髪の毛を染めない。ワックス等はつけない。
- ・化粧をしない。眉毛を細くしない。

●服装等

【学生服】

- ・カッターシャツはズボンに入れ、すべてのボタンを正しく留める。
- ・ホックを締める。

【セーラー服】

- ・スカートは膝が出ないように着用する。
- ・冬服着用時は、袖口のボタンをしっかり閉じる。

【ブレザー】

- ・原則ボタンは締める。(座った時に苦しいときは外してもよい。)
- ・ネクタイの着用は自由とする。(ただし、校内の式や、高校への体験入学、受験時などで着用する。)
- ・カッターシャツはズボンに入れる。(ポロシャツは入れなくてもよい。)
- ・スカートは膝が出ないように着用する。

【その他】

- ・防寒で着用するセーター等は無地のものとし、色は地味な色のものとする。袖口から飛び出ない。
- ・靴下はくるぶしがすべて隠れる白色ソックス。部活で使用する靴下は部活時のみとする。
- ・ミサンガ等不要物を身に付けない。
- ・靴は白。色のついたラインやロゴは不可。
- ・ズボンの時は黒ベルトを着用する。

●防寒具

- ・防寒具は手袋、耳あて、ネックウォーマー、マフラー着用可。ウインドブレーカー(原則部活で使用しているもの)、コートも着用可。色は地味な色が好ましい。(黒・紺を基調としたもの)。
- ・パーカーは安全上防寒具として認めない。
- ・防寒具は原則登下校のみの着用。
- ・登下校時にジャージの着用可。(特に春や秋はウインドブレーカーでは調整が難しいため)

●持ち物等

- ・かばんはナップサックで、バランスが均等になるもの。ナップサックの色は地味なもの(黒・紺を基調としたもの)とする。
- ・ナップや筆箱にキー ホルダーはつけない。
- ・制汗スプレー、制汗シートは無香料に限り認める。
- ・すべての物に記名を行うこと。

体操服および防寒具を着用しての登下校については、季節や気候その他の諸条件(新型コロナウイルス感染症含む)に応じて許可する場合がある。

身なりと持ち物

城東中の身なり(冬季)

入学のしおり、生徒手帳に記載されているものです。

すがすがしく清潔な頭髪

整髪剤をつけたり、色で染めたりしない。目にかかる長い髪は結ぶ。飾り物はつけない。

セーラー服(紺)

セーラー服の下は
気候により丸首かV
ネックのセーター等
着用してもよい。襟
元や袖から下の服が
出るものはさける。

ネクタイは白

細くしたり、短くしたりしない。

スカート

両側に1本の縦の白い
線。短くしない。

標準型学生服(黒)

標準マークのついたもの

学生服の下は、カッターシャツ

気候により、丸首かVネック
のセーター等着用してもよい。
袖口や裾からはみ出るものはさ
ける。

名札は、校内で着用

名札枠は、学校で購入。
枠内に入れる用紙は、学校で印刷したもの
を配付。

ベルト着用

黒色で体に合ったもの
を使用する。

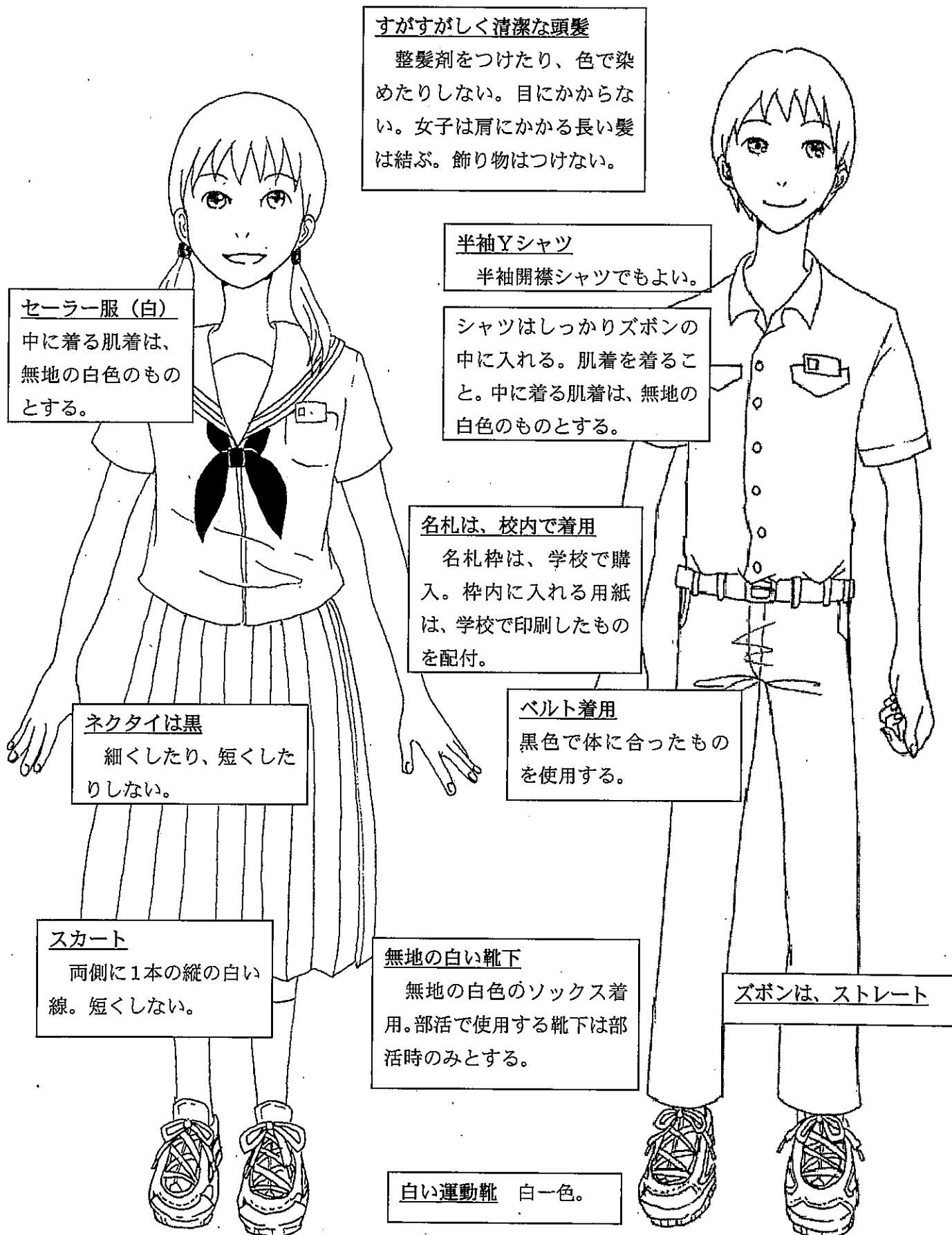
無地の白い靴下

無地の白色のソックス着用。
部活で使用する靴下は部活時のみとする。

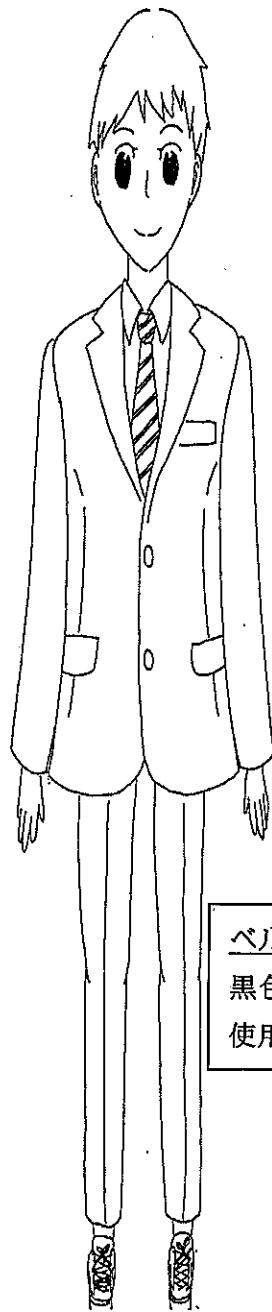
ズボンは、ストレート

白い運動靴 白一色。

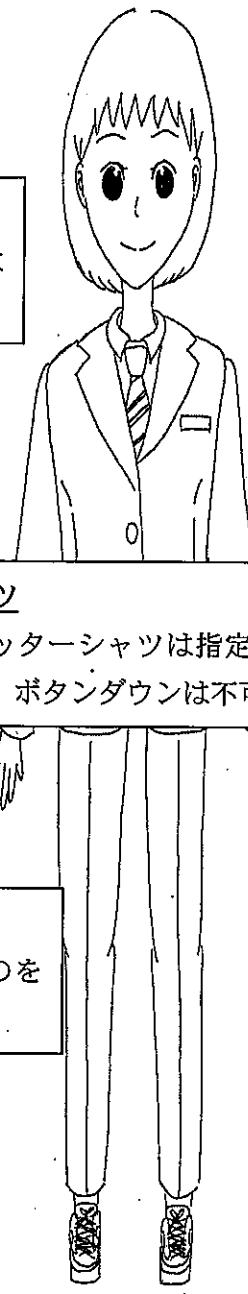
城東中の身なり(夏季)



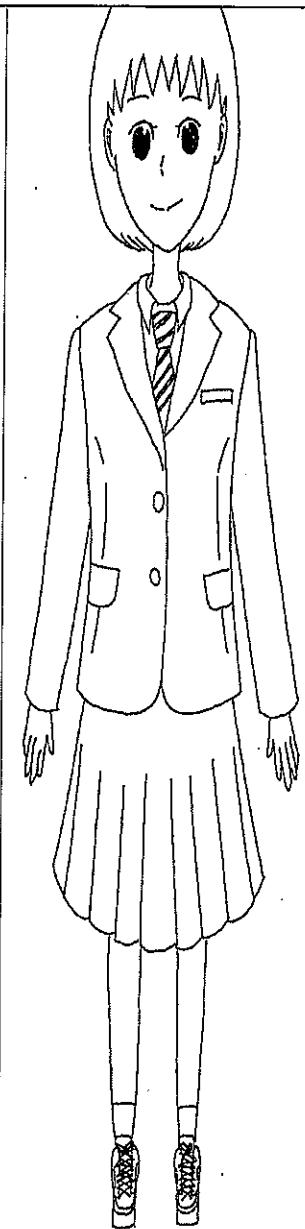
ブレザースタイル(冬季)



ブレザー
原則ボタンは
締める。



シャツ
カッターシャツは指定の色を着用
する。ボタンダウンは不可。



ネクタイ

第1 ボタンが隠れるように着用す
る。

ベルト着用
黒色で体に合ったものを
使用する。

白い靴下
白色のソックス着用。部活で使用す
る靴下は部活時のみとする。

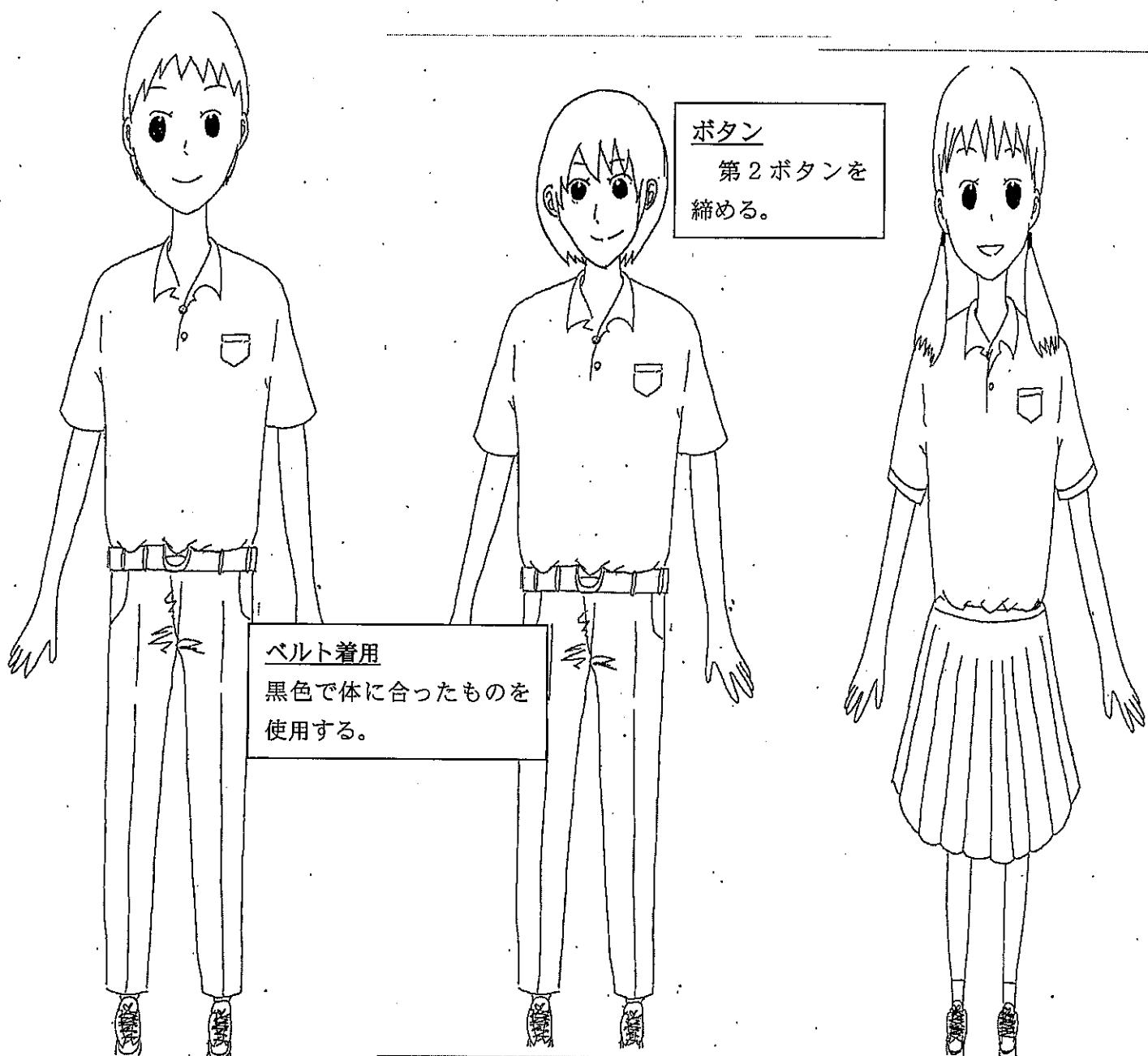
白い運動靴
白一色(体育時活用
できるもの)

ブレザースタイル(夏季)

ポロシャツ

推奨モデルを着用。

(半袖カッターシャツ可)



犬山市立城東中学校 いじめ防止基本方針

2021.4

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に、深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そして、いつでも、どこにでも起こりうるものであるという認識に立つ。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進める。

(3) 育てたい生徒の力や教師の役割

学習指導要領において、変化の激しいこれからの中を生きるために、「生きる力」、知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）をバランスよく育てるこことをねらい、人格の完成をめざす。学校教育目標を「知恵を蓄え、感性を磨き、創造的に行動できる人間の育成」とし、生徒同士、生徒と教師、教師相互の温かな人間関係の中で「人間力」を育むとともに、「教師力」を高め、「学校力」を強めることをねらい、以下のことを重点に指導を進める。

- ① 少人数や T・T 指導のよさを生かし、「学び合い高め合う学び」の中から、分かる授業を開くこと、基礎・基本の定着と共に、思考力・判断力・コミュニケーション能力の育成をめざすようにする。学びの中で生徒間の人間関係や集団を育てることを主眼とする。
- ② 「相手の立場を尊重する態度」や「自己表現できる能力」を培い、思いやりに満ち、自他の命を尊重しようとする心豊かな生徒の育成をめざす。
- ③ 家庭や地域社会と支え合い、信頼される開かれた学校づくりをめざす。

2 いじめ防止対策組織

「主任者会」「自己実現部会」「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

- 主任者会…校長・教頭・教務主任・校務主任・学年主任・生徒指導主事を構成員とし、隨時開催する。学校経営の中枢としてばかりでなく、いじめ防止等に関わる生徒指導全般において情報交換を行い、早期発見・早期対応に努め、指導方針を決定する。
- 自己実現部会…生徒指導主事が主宰し、学年生徒指導担当と養護教諭が参加して、隨時開催する。主に、校内外の日常の生活指導と学年間の情報交換を行い、生徒理解に努める。いじめ防止や不登校について早期発見に努め、組織として対応するための具体的な計画を立て、各学年へ対応策を示す。
- いじめ・不登校対策委員会…全職員とスクールカウンセラーを構成員とし、年3回開催する。「いじめ防止基本方針」を年度初めに周知し、学校生活の様々な場面において指導を進めることができるよう、全職員で共通理解を図る。スクールカウンセラーにも参加を要請し、相談活動の内容についての報告を受けるとともに、専門的な見地からいじめ防止や不登校対策について助言を受ける。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 生徒が主体となる仲間と共に学び合う分かる授業づくりに努め、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む。
- ウ 学校教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

- オ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者にならないよう、継続的に指導する。生徒の主体的な活動として保健委員会が中心となり、全校生徒へ呼びかけたり、専門家の講演指導を受けたりする。
- カ 保健指導の年間計画に、人間関係づくり、コミュニケーション能力の育成、命の授業等を盛り込み、保健授業として実践する。

(2) いじめの早期発見

- ア 「心のアンケート」や教育相談（年3回）やQ-Uテストを定期的に実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。教育相談の3回目は希望者や気になる生徒を中心に行う。
- イ 教師と生徒の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら、「自己実現部会」を中心に、組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携を図る。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携を図る。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応のフロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 被害生徒・保護者に対して誠意のある対応に努め、調査結果については、適切に情報提供を行う。

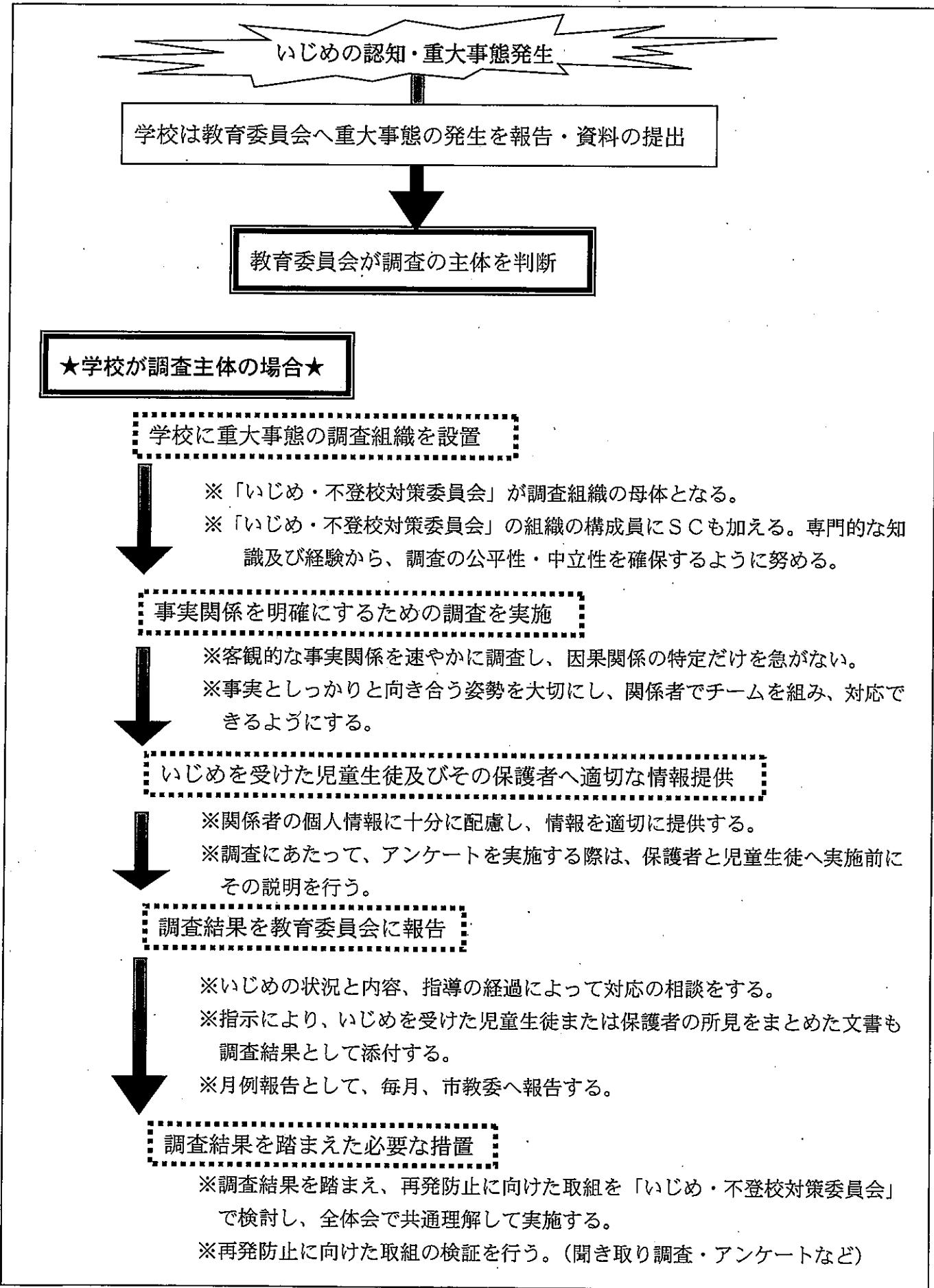
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校のいじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA（PLAN→DO→CHECK→ACTION）サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを随時実施する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は4月にホームページへ掲載する。
- (3) 長期休業中については、生徒指導主事や担任で事前：事後指導を行う。また、活動の中心となる部活動においても部の顧問を中心として生徒理解に努め、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 毎月、いじめの報告書を市教育委員会へ提出する。

《重大事態の対応のフロー図》



《参考資料 取組の年間計画》

犬山市立城東中学校

	「いじめ・不登校対策委員会」「自己実現部会（隔週）」「主任者会（隔週）」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○全教職員による生徒理解・いじめ・不登校対策委員会①	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学年・学級開き	○いじめ相談の生徒・保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会「いじめ防止基本方針」配信 ○学年懇談会
5月	○学年・学級経営の対策検討	○保健指導	○教育相談活動「心のアカート（含いじめ）」	○資源回収 ○部活動懇談会の実施
6月	○生徒指導方針の共通理解	○学校保健委員会（体の健康・心の健康） ○学級活動（エンカウチー）	○Q-U実施・分析	○保護者会 ○PTA給食試食会
7月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○いのちの集会 ○部活動選手激励会		○「城中愛」を育む会（民生児童委員との懇談会・授業参観）
8月	○現職研修（ケーススタディ）			○PTA校外指導
9月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討 ・いじめ・不登校対策委員会②	○体育大会縦割り活動（応援・縦割り種目練習）	○教育相談活動②「心のアカート（含いじめ）」 ○半期のふりかえり	○資源回収 ○授業参観 ○体育大会参観
10月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○学校保健委員会 ○職場体験学習（2年） ○総合Day調査体験活動（1・3年）		○地域清掃
11月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討 ・いじめ・不登校対策委員会③	○「文化のつどい」学級合唱発表	○Q-U実施・分析	○文化のつどい参観 ○PTA給食試食会
12月	○現職研修（ケーススタディ）	○人権指導（委員会発表） ○赤い羽根募金活動		○資源回収 ○保護者会
1月	○生徒指導方針の共通理解	○橋渡しの会への取り組み（リーフレット・合唱・垂れ幕作り） ○保健指導（いのちの学習）	○教育相談活動③「心のアカート（含いじめ）」	○保護者会
2月	○全教職員による生徒理解・指導方針検討	○橋渡しの会		○橋渡しの会参観
3月	○「いじめ防止基本方針」見直し	○働く人の話を聞く会（1年）	○1年のふりかえり（自己評価）	○卒業式参加
通年	○校内のいじめに関する情報収集 ○不登校生徒への対応策検討 ○適応指導教室との連携	○集会の校長講話・教員の講話 ○道徳教育の充実 ○体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談と教職員への指導方針提示・連携 ○基礎ノートへの朱筆	○PTA登校指導 ○あいさつ運動 ○HPへ学校紹介